文教・子ども委員会資料
令和８年１１月４日
教育委員会事務局教育支援課

原町小学校及び第十中学校への知的障害特別支援学級の設置について

1 設置の趣旨

区では、知的障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導及び支援を行うため、小学校 4 校及び中学校 2 校に知的障害特別支援学級を設置している。

近年、知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加しており、今後も更なる増加が見込まれている。これまでの児童・生徒数の推移及び今後の見込みは、次のとおりである。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
小学校	85	104	124	134	139	151	162	168	170	176	182	186	192
中学校	37	40	49	51	69	66	74	77	97	105	109	106	112
合計	122	144	173	185	208	217	236	245	267	281	291	292	304

※ 令和 5 年度から令和 8 年度までは各年度 5 月現在の実績値、令和 9 年度以降は令和 8 年 10 月現在の推計値である。

このため、児童・生徒ができる限り身近な地域で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導及び支援を受けることができる環境を整えるとともに、将来にわたり安定した受入体制を確保するため、令和 10 年 4 月に原町小学校及び第十中学校に知的障害特別支援学級を設置する。

なお、下目黒小学校については、施設更新に伴う仮校舎への移転に合わせ、令和 11 年 4 月に知的障害特別支援学級を開設することが決定している。

2 設置校の選定理由

児童・生徒数及び学級数の見込み、各校の施設状況、地域的な配置のバランス、通学負担及び学校運営への影響等を総合的に勘案し、原町小学校及び第十中学校への設置が適当であると判断した。

(1) 原町小学校

南部地区では、知的障害特別支援学級に在籍する児童数が増加しており、碑小学校への集中が進んでいる。碑小学校では、通常の学級数も増加する中、知的障害特別支援学級のための教室を継続的に確保することが難しくなっている。一方、原町小学校は南部地区に位置し、知的障害特別支援学級の開設に必要な教室を確保することができる。

原町小学校に知的障害特別支援学級を設置することにより、南部地区に新たな受入れ先を確保し、碑小学校への集中を段階的に緩和するとともに、今後の児童数の増加に安定的に対応できる体制を整備する。

（2）第十中学校

中学校の知的障害特別支援学級については、大鳥中学校及び目黒西中学校の 2 校で区内全域の生徒を受け入れていることから、今後の生徒数の増加を見据え、受入体制を拡充する必要がある。

また、目黒西中学校の新校舎への移転後は、第十中学校の通学区域及びその周辺に居住する生徒の通学距離が長くなることから、通学上の負担に配慮する必要がある。第十中学校は西部地区に位置し、知的障害特別支援学級の開設に必要な教室を確保することができる。

第十中学校に知的障害特別支援学級を設置することにより、3 校による地域的な配置のバランスを確保し、生徒の通学負担の軽減を図るとともに、将来にわたり安定した受入体制を整備する。

3 通学区域の見直し等

知的障害特別支援学級の新設に伴い、通学距離、通学経路の安全性、地域的なまとまり、児童・生徒数の見込み及び各校の受入体制等を踏まえ、通学区域を見直す。

通学区域の見直しにより指定校が変更となる在籍児童・生徒については、原則として現在の学校に引き続き在籍できることとし、新設校への転校を希望する場合は、本人及び保護者の意向等を踏まえて個別に対応する。

新たに入級する児童・生徒については、通学区域に基づく指定校を基本としつつ、本人の教育的ニーズや通学上の負担等に配慮する。また、対象となる児童・生徒及び保護者に対し、就学相談等を通じて丁寧な説明及び必要な移行支援を行う。

4 今後の予定

令和 8 年	11 月中旬～	対象児童・生徒及び保護者への情報提供・説明 通学区域の見直しに係る調整
令和 9 年	4 月～	就学相談等における個別相談及び移行支援 設計・改修工事
令和 10 年	4 月	原町小学校及び第十中学校に知的障害特別支援学級開設
令和 11 年	4 月	下目黒小学校に知的障害特別支援学級開設

以　上

別紙

知的障害特別支援学級　設置校・設置予定校一覧

